

令和7年12月19日  
参考資料

## 厚木基地周辺住宅防音工事の対象拡大について

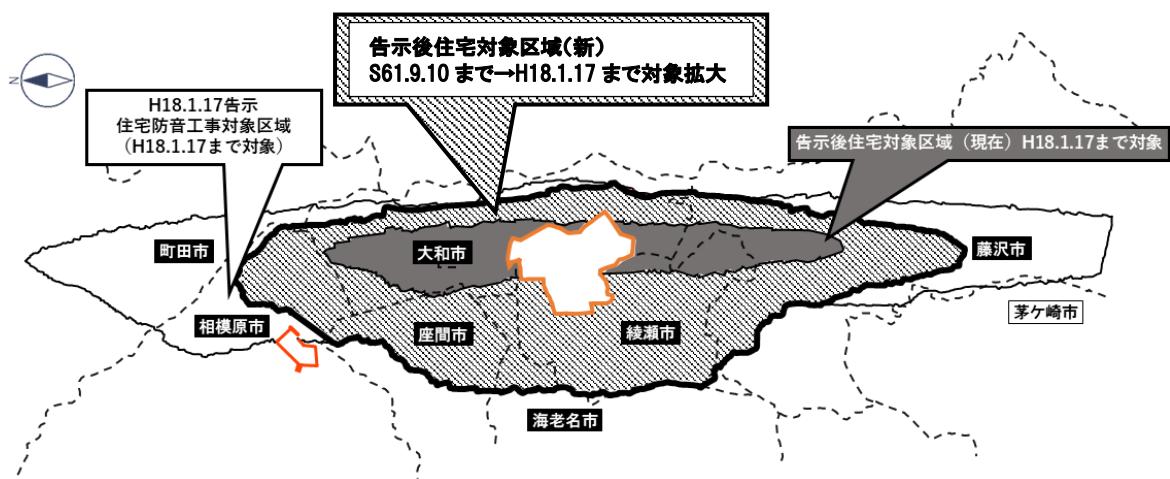
本日(令和7年12月19日(金曜日))、防衛省南関東防衛局から厚木基地周辺における住宅防音工事の対象拡大について情報提供がありましたので、お知らせします。

### 【情報提供の概要】

- 厚木基地周辺における75W以上85W(※)未満の区域(下図の網掛けの範囲)に所在する住宅に対する防音工事は、これまで昭和61年9月10日までに建設された住宅を対象として実施していたが、今般、平成18年1月17日までに建設された住宅まで対象範囲を拡大し、告示後住宅防音工事を実施する。
- 新たに対象となる告示後住宅については、約7.5万世帯を見込んでいる。
- 新たに対象となる告示後住宅防音工事の希望届の受付は、令和8年2月2日(月曜日)から開始する。

(※)W値とは、航空機騒音の評価指標の一つ。防衛省は75W以上の区域を住宅防音工事対象区域としている。

対象となる区域	対象となる住宅	
75W以上85W未満の地域	旧	昭和61年9月10日までに建設された住宅
	新	平成18年1月17日までに建設された住宅





神奈川県

KANAGAWA

## 【県の対応】

次の事項を口頭要請

- ・ 関係する住民の方々への確実かつ分かりやすい周知等、住民に寄り添った丁寧な対応。
- ・ 工事を希望する住民の方々に不平等が生じないことなど適切な対応。
- ・ さらなる負担軽減策の拡充、騒音軽減に向けた取組の実施。

## 問合せ先

---

神奈川県政策局基地対策部基地対策課

課長 館野 電話 045-210-3370